

新行財政改革大綱

平成23年度
実施計画

平成23年8月
秋田県

目 次

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進	1
(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営	
(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進	
2 市町村・民間との役割分担	4
(1) 市町村に対する権限移譲の推進	
(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
(3) アウトソーシングの推進	
3 多様な主体との協働の推進	7
(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を 推進するための環境整備	
(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成	
4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信	9
(1) 知事と県民との対話の推進	
(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり	
(3) 秋田をアピールする情報発信	

II 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革	13
(1) 職員研修の見直し	
(2) 専門性を持った職員の計画的育成	
(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進	
(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し	
2 不断の業務改善の推進	17
(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善	
(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用	
(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し	
3 県民の利便性の向上	21
(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化	
(2) 電子自治体の推進	
(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進	
(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進	
4 県政運営の公正の確保と透明性の向上	25
(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進	
(2) 職員の再就職に関する透明性の確保	

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し	2 7
(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し	
(2) 出資法人等への関与の縮小	
2 知事部局の組織の再編・見直し	2 9
(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編	
(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し	
3 知事部局以外の機関の改革	3 1
(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上	
(2) 県立高等学校の統合	
(3) 警察本部の改革	
(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討	
(5) 議会事務局サポート機能の強化	
4 地方独立行政法人の経営改善	3 7
(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立	
(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進	

Ⅳ 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保	3 9
(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保	
(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援	
2 歳出の見直し	4 1
(1) 人件費の縮減	
(2) 県単独補助金の見直し	
(3) 公共投資の重点化及びコスト削減	
(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減	
(5) 県債発行額の抑制（臨時財政対策債を除く）によるプライマリー バランスの黒字確保	
3 歳入の確保	4 6
(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上	
(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進	
(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等	
(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用	
4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進	5 1
(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
(2) 経営評価の実施と経営健全化	

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進

(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営

一連番号

1

所管部課

企画振興部 市町村課 (1144)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度取組内容（時期を明示）
◎ 協働政策会議の設置及び運営（総会の開催等） 県と市町村が協働し、その総合力で住民サービスの向上、地域の自立や活性化、県勢の発展等を図っていくため、双方向で政策等の提案を行い、対等な立場で議論し、合意形成に努める場として、秋田県・市町村協働政策会議を設置します。 また、総会のほか必要に応じて地域会等を開催します。	■ 知事と全市町村長とで政策等を協議する協働政策会議の総会を7月と10月に開催します。 ・県と市町村の機能合体や双方が協働で取り組むべき政策、その他県・市町村の行財政運営に関する重要な事項等を審議します。 ・双方向の提案による効果的・創造的な会議となるよう、県、市長会、町村会がそれぞれ取りまとめた協議事項について、幹事会において論点等を整理・調整します。（7月、10月） ■ 知事と特定地域の市町村長とで地域課題等について協議する地域会の開催に向けて、市町村と調整を進めます。（随時）

(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進

一連番号

2

所管部課

企画振興部 市町村課 (1144)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 機能合体（業務の共同化や一体化）等の推進 住民サービスの向上、事務事業の効果的・効率的実施、行政コストの縮減等を図る観点から、県と市町村が重複等して実施している事務事業について、双方合意のもとに、機能合体（業務の共同化や一体化）等を推進します。	■ 各地域における機能合体の取組は次のとおりです。 (1) 平鹿地域振興局と横手市との機能合体の推進（5月～） 関係部署が同一のフロアで執務を行うワンフロア化、事務事業の移管等を通じた執務体制の一体化・共同化、権限移譲、類似業務の連携実施など、分野ごとに機能合体を推進します。 ・観光商工分野・農林分野の県・市のワンフロア化、一部業務移管 ・健康・福祉・環境分野の協議会等の共同開催、一部業務移管 ・建設分野における道路の共同パトロール、建築確認の事務の権限移譲を前提としたワンフロア化 (2) 他の地域における機能合体の調査・研究（4月～） 平鹿地域の取組をモデルとして、全県的に機能合体を進めるため、各地域振興局毎に管内市町村と共同で研究会等を設置し、行政各分野における機能合体に関する調査・研究を行い、可能なものについて24年度からの実施を目指します。 ■ 各分野別の機能合体の取組は次のとおりです。 (1) 観光振興 県と仙北市によるツーリスト・インフォメーション・センターの共同運営により、広域及び外国人観光案内、滞在体験型商品の開発、内陸線利活用、学習旅行支援等の事業を実施します。 鹿角、山本、由利、雄勝の各地域において、県・市町村による新たな組織を設立し、広域観光推進などの関連業務を共同実施します。（4月～） (2) 消費生活相談 県生活センター北部消費生活相談室(大館市)及び南部消費生活相談室(横手市)を設置し、県及び市町村の相談窓口体制を強化します。（4月～） また、県・市町村の担当者・相談員と一緒に相談業務を行うことを通じた実践研修を実施します。（6月～） (3) 職員研修 県・市町村の職員等で構成する協議会において研修カリキュラムの見直しを行い、合同研修の対象・講座を拡大するとともに、地区別の出前講座を新たに開催します。（4月～） (4) 地方税徴収対策 県と全市町村による「秋田県地方税滞納整理機構」を運営し、市町村からの引き継ぎ事案について、滞納処分（差押え）を執行するなど、滞納整理を促進します。（通年） (5) WEB会議システム（各種相談業務等） 市町村と県の相談機関をオンラインで接続し（能代市、男鹿市、北秋田市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、東成瀬村の8市町村）、消費生活、福祉、定住等の各種相談業務を行うほか、各種ヒアリング等にも活用します。（通年）

(6) 生活排水処理の広域共同化

効率的な生活排水処理施設の運営管理を行うため、県・市町村協働で汚水・汚泥処理の広域共同化及び下水バイオマスの利活用（高付加価値化）を推進します。（通年）
（あきた循環のみず推進計画の策定、下水バイオマスの利活用に向けた県内受入先の調査等）

(7) 道路維持管理

県と市町村の交換除雪道路網の更なる拡大を図ります。
市町村道において県管理道路と同等の管理レベルを確保するため、市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化等を実施します。（通年）

(8) 秋田内陸活性化本部

内陸線の利用促進及び沿線地域の活性化を図るため、県、北秋田市及び仙北市による機能合体組織として秋田内陸活性化本部を引き続き設置し、駅機能の多様化による賑わい創出やパンフレットの作成、エリアパスの首都圏での販売促進などの事業を実施します。（通年）

(9) 事務所の相互利用

東京事務所において市町村職員が出張時に利用できるコーナーを運営します。（パソコン、打ち合わせスペース等配置）（通年）
また、大仙市の建築確認業務部署を、業務の適切かつ効率的な執行等の観点から、仙北地域振興局内に配置します。（通年）

(10) 電子入札システムの共同利用

県・市町村双方のコスト削減のため、県の電子入札システムの市町村（大仙市、由利本荘市、男鹿市）との共同利用を推進します。（通年）

2 市町村・民間との役割分担

(1) 市町村に対する権限移譲の推進

一連番号

3

所管部課

企画振興部 市町村課 (1142)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 市町村への権限移譲の推進に関する条例による権限移譲の推進 市町村の自主的、主体的で個性豊かな地域づくり等のため、知事や教育委員会の権限に属する事務を市町村に移譲します。 また、移譲を受ける市町村において事務が円滑に処理されるよう支援していきます。	■ 地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）に基づき今通常国会に提出された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により市町村へ権限移譲される事務のうち、県の権限移譲条例ですでに移譲対象としているものや多くの市町村が受け入れている事務などを重点項目に選定し、関係市町村に対して新規移譲事務の受入を働きかけます。（5月～11月） ■ 権限移譲に伴う市町村への各種サポートを充実させます。 <権限移譲サポーター制度> ・移譲事務ごと、対象市町村ごとに県担当職員を権限移譲サポーターとして登録し、権限の受入準備から移譲後の事務遂行まで包括的にサポートできるよう、支援体制を整えます。（5月～） <財政的支援> ・受入準備及び移譲事務の処理に要する経費についての財政的措置をします。（4月、10月、3月） <人的支援> ・権限移譲の受入状況を勘案した県職員の派遣をします。（4月～） <情報提供等> ・市町村職員を対象とする権限移譲事務説明会を実施します。（6月～） ・移譲後に適切な事務処理が行えるよう、研修会の実施及び事務処理マニュアル等の提供をします。（随時）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■権限移譲率	%	目 標	46.5	55.0	70.0	73.0	75.0
		実績	(21年度)	52.0			
		評価		C			

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

一連番号

4

所管部課 産業労働部 観光課 (2261)
生活環境部 県民文化政策課 (1552)
健康福祉部 福祉政策課 (1313)
企画振興部 スポーツ振興課 (1239)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 県有観光施設の譲渡に向けた協議及び譲渡 県有観光施設の譲渡に向けて交渉を実施し、地元自治体や民間への譲渡を進めます。 ◎ 湯沢雄勝広域交流センターの譲渡 ◎ 県有社会福祉施設の譲渡又は貸与 障害者自立支援制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、自立した運営形態への転換を進めるため、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡又は貸与に向けた検討を進めます。 ◎ 地域活性化施設の地元自治体等との協議・検討を踏まえた譲渡 地域活性化施設について、地元自治体や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。	■ 仁賀保高原サイクリングロード等の県有観光施設の効果的・効率的な運営について指定管理者と協議を行うとともに、地元自治体等と譲渡に向けた話し合いを実施します。(4月～) ■ 22年度に実施済み。 ■ 社会福祉法人「秋田県社会福祉事業団」に対し、水林通勤寮を譲与するとともに、心身障害者コロニー、身体障害者更生訓練センター、阿桜園、高清水園、南部老人福祉総合エリア（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を無償貸与します。(4月) ■ 能代山本スポーツリゾートセンター（通称：アリナス）及び大館樹海ドームについて、引き続き地元自治体等へ譲渡受け入れの働きかけを行います。(4月～9月) ■ 地元自治体の意向を踏まえ、譲渡条件、問題点等を整理し、検討を行います。(10月～3月)

2 数値目標

指 標 名	単位	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県有施設の譲渡又は貸与の実施施設数	施設数	1 (21年度)	1	8	1	1
	目標実績評価		1			
			A			

(3) アウトソーシングの推進

一連番号

5

所管部課

総務部 総務課 (1054)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ アウトソーシングの推進 「民間にできることは民間に」という役割分担の観点から、事務事業の一層のアウトソーシングを推進します。	■ アウトソーシングを定員適正化計画の着実な推進のための手段として明確に位置づけるとともに、最大の課題である予算の確保を確実にする仕組みづくりについて検討を行います。 5月中 総務課、人事課、財政課による検討 〔以下、新たな仕組みによるアウトソーシングを実施する場合〕 9月中 対象事務事業の決定 11月以降 予算調整、定員再配置業務
◎ 協働化テストの実施 企業、NPOなどからのアウトソーシングの具体的提案を募集して提案者と意見交換する「秋田県版協働化テスト」を実施します。	■ 平成21年度に「秋田県版協働化テスト」を実施しましたが、アウトソーシングに結びついた提案は15件中1件に止まり、期待したような効果を得ることはできませんでした。 このため、アウトソーシングの手法としての「秋田県版協働化テスト」の継続実施は見送ることとします。

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■事務事業の新規アウトソーシング数	件	目 標	16	15	15	15	15
		実 績	(20年度)	16			
		評 価		A			

3 多様な主体との協働の推進

(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を推進するための環境整備

一連番号

6

所管部課

企画振興部 地域活力創造課 (1245)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 企業とNPOとのワークショップの開催 多様な主体との協働を推進するため、企業とNPO等とのワークショップ等を開催します。 ◎ あきたスギッチファンドへの補助・運営への参画 あきたスギッチファンドに対して、「資金調達推進員」の配置等の支援を行います。 ◎ 多様な主体との協働事業の推進 県と多様な主体との協働を推進します。 ◎ 情報誌・市民活動情報ネットによる市民活動情報の発信 情報誌や市民活動情報ネットにより、地域活動団体の活動等を広くPRします。	■ 県内3地区において、年2回企業とNPO等との具体・実地的な協働の可能性を検討するワークショップやセミナーを開催します。 1回目：9月～11月 2回目：2月 ■ あきたスギッチファンドを運営するNPO法人に対し、次の支援を実施します。 ・資金調達推進員1名及び基盤整備のための事務補助員1名の配置 ・助成資金・広報費の補助（300万円） ・ファンドの運営委員会及び選考委員会への参画 ■ 平成23年3月に策定した「県民協働行動指針」を多くの県民に知ってもらうとともに、当該指針をもとに協働の取組を加速させます。 また、協働のきっかけづくりとなるよう「あきた協働ウィーク」を11月中旬に設け、啓発イベント等を集中的に実施します。 ■ 市民活動情報誌を年10回（4月、1月を除く毎月）発行します。 また、市民活動情報ネットにおいて、約900の市民活動の団体情報、イベント情報を発信します。

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県とNPO等との協働件数	件	目 標 実 績 評 価	87 (20年度)	90	95	100	105
				155			
				A			

(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成

一連番号

7

所管部課

企画振興部 地域活力創造課 (1237)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 協働コーディネーター研修の実施 多様な主体との合意形成を行い協働をコーディネートすることのできる人材の育成を図るため、行政職員、NPOやその中間組織の関係者のほか、地域の活性化に取り組む企業、団体等を対象とした協働コーディネーター研修を実施します。 ◎ 協働セミナーの実施 協働による地域づくりに対する理解を深めるため、行政職員やNPO等の関係者を対象とした協働セミナーを実施します。	■ ワークショップ等を通じてNPOと行政職員の交流を推進するとともに、研修の効率化を図るため、協働セミナーと協働コーディネーター研修を統合し、協働コーディネーター研修として1回で開催します。 時 期：平成23年7月～平成23年11月 1日又は2日間 内 容：講演会、ワークショップなど 受講者：30名以上 ※協働コーディネーター： NPO、企業、地域住民など多様な主体同士の協働を実現するため、企画・運営を含めた全体をプロデュースする役割を担う人。 ■ 同上

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■協働コーディネーター研修受講者数 ※累計 （協働コーディネーター育成数 ※累計）	人	目 標	29	60 (40)	90 (50)	120 (60)	150 (70)
		実 績	(21年度)	63 (55)			
		評 価		A A			

※研修受講者数は受講者の延べ人数の累計であり、（ ）内の育成数は新規の受講者の累計である。

4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信

(1) 知事と県民との対話の推進

一連番号

8

所管部課

総務部 秘書課 (1032)
企画振興部 総合政策課 (1217)
総務部 広報広聴課 (1076)
総務部 総務課 (1054)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 知事と県民との意見交換会の実施 知事が直接県民と対話し、県民の意見を各種計画の策定、施策の推進や予算編成などに反映させるため、各地域振興局単位で、意見交換会を実施します。	■ 知事と県民の座談会形式の意見交換会を各地域振興局単位で実施します。またこの中で、県政に若者の意見を反映させることを目的に、学生等との意見交換会を実施します。テーマは各会場ごと産業、農業、少子化、高齢者などから選択します。（8月～9月） ■ 上記以外にも、知事をはじめとして、職員が様々な場面で県民との意見交換に努めます。（通年）
◎ 現地、現場での対話の推進 広報番組の収録や各種会合における現場での知事と県民との対話を進めます。	■ 広報番組「あきた！元気チャンネル」の収録で知事が各地域を訪れる機会を利用し、知事と番組出演者等との意見交換を行うなど、現地や現場での対話を推進します。（8月、11月）
◎ 知事への手紙などの広聴活動の実施 「知事への手紙」、パブリックコメント（県民意見提出手続）などに寄せられた県民の意見・提言を県政に活かします。	■ 「知事への手紙」や電子メール「i n f o」での県民からの意見・要望等を幅広く受け、担当部局における新たな施策の推進の契機としたり、業務改善等に役立てたりします。（4月～） ■ パブリックコメント制度の実施により、多くの県民の意見・提言を県政に反映させ、政策形成過程の公正性と透明性の向上を図ります。 また、実施に当たっては、県広報紙や美の国あきたネットへの掲載等により制度の周知に努めます。（4月～）

(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり

一連番号

9

所管部課

企画振興部 総合政策課 (1217)
総務部 総務課 (1054)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 県民参加型計画策定方針の制定及び同方針に基づく県民参加の促進 県民参加型計画策定方針を制定し、県政への県民参加を推進します。 ◎ 審議会委員の共同公募の実施 審議会委員の共同公募を引き続き実施します。 ◎ 審議会委員の公募制の拡大 県民の多角的な視点からの幅広い意見を県政に反映させるため、審議会委員の公募制の拡大を推進します。	■ 「秋田県県民参画による計画策定方針」（平成22年7月施行）に基づき、当該年度に策定を予定している各種計画の策定プロセスを県のホームページ上で公表することにより、計画策定への県民の積極的な参画を促します。 ■ また、22年度に策定した計画における県民参画の実績についてもホームページ上で公表し、計画策定の透明性や公平性を実効あるものとしします。（5月） ■ 改選期を迎える審議会等において、年2回、上期と下期に委員の共同公募を行います。（7月、1月） ■ 県民の県政への主体的参加を促し、意見を聴く機会を増やすため、現在、公募を実施していない審議会等について導入に向けた検討を引き続き行います。（共同公募実施前6月、12月） ■ また、新たに設置する審議会等についても公募制の導入を積極的に検討し、公募制導入の拡大を目指します。（通年）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■委員の公募制を導入している審議会等の割合	%	目 標	40.5	43.0	45.0	47.0	50.0
		実 績	（21年度）	40.5			
		評 価		D			

(3) 秋田をアピールする情報発信

一連番号 10

所管部課 総務部 広報広聴課 (1076)
総務部 広報広聴課イメージアップ戦略推進室 (1073)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 全庁挙げての新たなイメージアップ戦略の展開 秋田そのものの存在感をアピールし高めていくための方策を「イメージアップ戦略」として本格的に展開します。  ◎ 広報紙等による地域活動の情報発信 市町村、地域団体、NPO等の元気な取組を、広報紙、テレビ等により情報発信します。 ◎ ホームページなどを活用した県外向け情報発信の強化 県のホームページのコンテンツの充実や県外向け情報誌の発行などにより、秋田の元気や魅力を国内外に向け積極的に発信します。 ◎ 秋田の応援団人材データ登録者への情報発信 登録者に県政情報等を提供し、秋田の良さを発信していただくことで、県外へのPRを図ります。	■ 新たな統一キャッチフレーズや新広報デザインを決定し、各種PRグッズを作製します。(9月～) ■ 東日本大震災からの復興に向け県民に元気を出してもらうため、「日本の笑顔」秋田から！キャンペーンとして、県関係著名人による応援メッセージCMを放映するほか、ロゴマークを使用した県民等の笑顔のイラストを県内各所に掲示するとともに、各種イベント・大会等で活用します。(5月～) ■ 在京キー局との制作協力によるテレビ番組を放映するほか、新聞社等とのタイアップによる首都圏向け記事や企画広告等を活用し、情報発信を行います。(7月～11月) ■ 県民の元気を創造するための県内向けテレビ番組を制作・放映します。(9月～2月) ■ 広報紙「秋田で元気に！」をリニューアルの上、隔月発行とし、地域活動など元気を向上させる活力あふれる情報を、より内容を充実させて掲載します。(5月～) ■ メールマガジンのコンテンツをリニューアルし充実するとともに、メールマガジン登録者数(約3,000名)の増加を図りホームページに誘導します。(4月～) ■ 県の公式ツイッターや「Web TVあきた」、県職員ブログを積極的に活用し、秋田の旬な情報をタイムリーに発信します。(4月～) ■ 秋田の魅力や存在感などをよりの確に伝えるとともに、利用者の立場に立った使いやすいホームページとするため、「美の国あきたネット」をリニューアルします。(1月) ■ 県が著作権を持つ、県内地域資源の映像ライブラリーを新たに構築し、マスコミ提供等を通じてより多くの人に秋田の情報を発信します。(3月) ■ 秋田の応援団人材データ登録者や楽天まち楽ファンクラブ登録者に広報紙「秋田で元気に！」や観光イベントガイドなどを提供し、秋田の良さを県外にPRします。(5月～)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ホームページアクセス数	万件	目 標	300	320	330	340	350
		実 績	(2 0 年度)	283			
		評 価		D			

Ⅱ 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革

(1) 職員研修の見直し

一連番号 1 1

所管部課 総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 研修評価に基づく研修科目等の見直し 実施研修すべてについて研修評価を行うなど、より効果的な職員研修の実施に努めます。 ・「意識」「知識」「見識」実践特別研修の実施 ・トップレベルセミナーの実施 ・新規採用職員研修の充実 ◎ 若手職員に対する能力開発研修の受講促進 23歳以上35歳未満の職員に対して年1回の能力開発研修の受講を義務づけます。 ◎ 30歳キャリア開発研修の義務化 30歳の職員に対してキャリア開発研修の受講を義務づけます。	■ 研修評価を実施し、評価結果を基に科目構成や実施方法等の見直しを行い、より効果的な職員研修の実施に努めます。（4月～） ■ 意識・知識・見識とも日本一の職員を育成するため、主査級職員30名程度を対象とするおよそ4か月間の集中的な研修を実施します。（7月～11月） ■ 国内のトップレベルで活動している講師を招いて講演会を実施し、職員のモチベーション向上に努めます。（7月～11月） ■ 新規採用職員について、実務に関する内容を充実させて、前期・中期・後期と三期に分けて研修を実施します。（5月～） ■ 若手職員に対して年1回の能力開発研修の受講を義務づけ、職員個人の能力向上を図ります。（7月～12月） ■ 30歳の職員に対してキャリア開発研修の受講を義務づけ、研修を通じて自らの能力の現状や仕事観、価値観を把握させるとともに、自分は秋田県にどのような形で貢献していくのかを考えさせます。（8月）

2 数値目標

指標名	単位	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 35歳未満職員の能力開発研修の受講者数	人	目標	207	540	980	1,340
		実績	(21年度)	534		
		評価		B		
指標名	単位	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 30歳キャリア開発研修受講者数	人	目標	48	60	110	140
		実績	(21年度)	57		
		評価		B		

※数値目標は22年度からの累計人数

(2) 専門性を持った職員の計画的育成

一連番号

1 2

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 標準的な異動サイクルの見直し ・ 業務上必要な専門的知識の取得とその積極的な活用を図るため、3年程度を標準としている人事異動サイクルの見直しを行います。 ・ 長期プロジェクトなど、同一職員が長期に渡り担当することが必要となる業務については、標準的な異動サイクルにとらわれず、職員を必要な期間配置するよう柔軟な人事配置を行います。 ◎ 特定分野での専門的職員の育成 職員の能力・適正を考慮した上で、特定分野における専門的知識・経験を持ち、業務遂行の中核となる職員を計画的に育成します。 ◎ 技術職員の計画的な採用と育成 ・ 技術職員の計画的な採用やバランスのとれた人事配置を行うとともに、職員再任用制度を活用し、専門技術力の円滑な継承を図ります。 ・ また、外部研修等の活用を通じて、専門技術力の向上を図ります。	■ 標準的な異動サイクルを3年から4年に改めることとし、主任以下の職員については22年度4月の定期人事異動から実施しています。 同様に、主査以上の職員については、23年度4月の定期人事異動から実施します。 ■ 平成26年度に開催される「第29回国民文化祭」に向けた準備など、同一職員が長期に担当する必要がある業務については、所属長に対し業務進行状況等を確認し、必要な期間、職員を配置します。(4月～) ■ 県税、福祉、用地交渉、企業誘致等の専門的知識や長期の経験が必要とされる業務分野については、過去に同種の業務経験を有する職員を積極的に配置します。(4月～) ■ また、民間研修派遣終了者を業務上関連する課に直接復帰させるなど、人材育成に重点をおいた人事配置を行います。(4月～) ■ 食品衛生業務、農林漁業技術普及業務、建設業務のほか、農業土木分野などについても、職員再任用制度を活用し、専門技術力の円滑な継承を図ります。(4月～) ■ また、獣医師など新規の採用が困難な職種についても、再任用制度の積極的な活用により、住民サービスの維持・向上のため必要な人員の確保に努めます。(4月～) ■ 国及び公益的法人等が主催する研修に職員を参加させること等により、専門技術力の向上を図ります。(4月～)

(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進

一連番号 1 3

所管部課 総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 職員の地域貢献活動の積極的な参加の推進 職員が地域貢献活動に参加する際に課題となる事項について検討を行うなど、活動へ参加するための環境の整備を図ります。 ◎ 地域貢献活動を考慮した人事異動 消防団員等一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員については、活動事情に考慮した人事異動を行います。 ◎ ボランティア休暇制度の改正 ボランティア休暇を時間単位で取得できるよう制度を改正します。 ◎ 県民運動への職員参加の促進 県民運動として進める活動について、職員が率先して参加する仕組みづくりを進めます。	■ 地域貢献活動を行っている職員については、活動の事情を考慮した人事配置を行うことを「人事異動方針」に明記するなど、職員が活動に参加するための環境整備と参加促進に向けた意識啓発に努めます。（4月～） ■ 消防団員等一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員については、平成24年度定期人事異動においても、活動事情を考慮した配置を行います。（4月～） ■ 休暇制度の改正は、22年度に実施済み。 ■ 平成22年度豪雪災害のようにボランティア休暇の対象となる災害が発生した場合は、休暇対象となることを周知するなど、休暇制度の活用に向けた取組を進めます。（4月～） ■ 高齢化等集落の支援、NPO等が主催するフォーラムなど、職員が率先して参加することが求められる県民運動については、引き続き庁内LANを活用した情報提供、参加募集を行います。（4月～）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 地域貢献活動参加職員割合	%	目 標	5.8	10.0	14.0	17.0	20.0
		実績	（21年度）	11.1			
		評価		A			

(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し

一連番号

14

所管部課

総務部 人事課 (1043)
教育庁 総務課 (5115)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 給与反映の下位職位への拡大 評価結果についての点数制から5段階評価への変更や評価期間の見直しなど、給与反映を前提とした「人事評価実施要領」の改正を行い、課長級未満の職員についても評価結果を給与に反映させます。	■ 22年度から実施しており、23年度も継続します。
◎ 研究職員への評価制度の適用 「研究員人事評価実施要領」に基づき行っている研究職員の人事評価について、「人事評価実施要領」との統合を図り、研究以外の職員と同一の運用が行えるよう、試験研究機関等との調整を図ります。	■ 研究職員の人事評価制度について、研究職員以外で実施している人事評価制度との統合を図り、統一的な運用が行えるよう、24年度からの実施に向けて、22年度に引き続き関係各部や試験研究機関等との調整を行っていきます。（6月～3月）
◎ 給与反映の下位職位への拡大の検討・実施（教育委員会） 教育委員会においても、人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人事評価結果について人材育成及び人事管理への更なる活用を図るため、現在、教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員を対象に実施している人事評価結果の対象範囲の拡大を図ります。	■ 知事部局及び他都道府県における課長級未満の事務職員への給与反映状況を調査するとともに、具体的な評価手法及び評価調整方法等を検討します（4月～3月）。 また、これらの検討状況を職員組合に提示し、協議します。（10月～3月）。 ■ 教員の人事評価の評価項目、評価手法の検証を継続し、他都道府県における評価制度の取組を調査するとともに、現行制度の改善に向けた検討を実施します（4月～3月）。

2 不断の業務改善の推進

(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善

一連番号 15

所管部課 総務部 総務課 (1054)
総務部 人事課 (1043)
企画振興部 情報企画課 (4206)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 業務全般にわたるきめ細かな改善の推進 庁内会議の効率化、執務環境の改善など、スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図ります。	■ 業務改善に係る全庁共通ルールに基づき、コスト意識の徹底及びムダ・ムリ・ムラの排除に引き続き取り組みます。(通年) (全庁共通ルール) ・2S(整理・整頓)活動 ・庁内会議の効率化(会議資料の事前配布、会議時間の短縮) ・庁内会議でのカラーコピーの禁止 など ■ ナレッジマネジメントの手法を活かした業務改善を推進します。(通年) ・事務処理マニュアルの修正、更新 ・電子情報の保存場所の明確化 ※ナレッジマネジメント：個人の知識、知恵を組織的に活かす管理手法。 ■ 「事務ミスの防止」を重点テーマとした業務改善に取り組みます。(通年) ・事務ミス発生要因の分析 ・防止策の検討、実施 など
◎ 施策・事務事業の見直し 職員数の縮減や新たな政策課題に充てる財源を確保するため、施策・事務事業の見直しを実施します。	■ 定員適正化計画を踏まえ、県が実施する事務事業について「廃止」や「縮小」を中心に見直しを行い、事務事業における「選択と集中」を進めます。(6月～10月)
◎ 円滑な業務遂行のための職員コミュニケーションの活性化 原則毎朝、その日の職員の行動予定等の確認を班単位で実施する業務打ち合わせを行います。	■ 22年度に引き続き、各職員の行動予定の共有や業務の進捗状況の把握をするため、班単位で「朝コミ」の実施について周知を行います。(4月) ※ 朝コミ：原則業務開始時に、その日の職員の行動予定等を確認する班単位の業務打ち合わせ
◎ IT技術を活用した職員間の情報共有の推進 電子掲示板、共有サーバ等のIT技術を活用し、職員間の円滑な情報共有を進め、効率的な業務の推進を図ります。	■ 電子掲示板、共有サーバ等の使用方法について、研修会の開催や使い方マニュアルの掲示により職員に周知し、IT技術を有効に活用することで職員間の情報共有の推進を図り、業務の効率化を進めます。(通年)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■施策・事務事業の見直し 業務数	業務	目 標	—	250	250	200	200
		実 績		370			
		評 価		A			

(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用

一連番号

16

所管部課

企画振興部 情報企画課 (4206)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 情報システム全体最適化の推進 簡素で効率的な行政運営の確立のため、「業務効率化」、「経費削減」及び「リスク管理」の3要素のバランスを取りながら情報システム全体最適化を推進します。 ※リスク管理：障害発生リスクやセキュリティ上のリスク等 ・サーバーなど機器の統合・集約 ・システム共通基盤の拡充によるサービスと機能の標準化・共通化 ・運用・保守業務の標準化・統合	■ 22年度に行った概要設計に基づき、情報システム受入基盤（庁内の情報システムを受入・統合するサーバ）を構築し、23年度にサーバー更新を行うシステムを受け入れていきます。（随時） ■ 情報システムに係る維持管理契約の統合化に向けた22年度の検討結果を基に、統合可能な契約について、情報企画課が一括して締結を行っていきます。（随時） ■ 22年度に行った検討に引き続き、各課が個別に行ってきた情報システムの発注業務を情報企画課が引き受けするための準備として、発注業務において統合化できる項目の洗い出しを行います。（～3月）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■情報システム維持管理経費予算額	億円	目 標	24.0	23.7	23.5	23.3	23.2
		実 績	(21年度)	22.2			
		評 価		A			

(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し

一連番号

17

所管部課

企画振興部 総合政策課 (1217)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度 of 取組内容 (時期を明示)
◎ 政策評価制度の見直しの検討 政策の評価結果がより有効に施策に反映されるよう評価の手法や基準等を見直すとともに、記載項目等を点検し、より県民にわかりやすい評価になるように改善します。 ◎ 改正制度の実施 県民の意見を政策評価に反映させるため、外部評価を実施します。	■ 政策評価委員の代表者で構成する政策評価委員会制度改善部会で、評価基準などの制度改善案を検討します。(9月、12月) ■ 学識経験者で構成する政策評価委員会において、制度改善案を検討します。(2月) ■ 外部評価を実施します。 ・NPO法人等の外部評価機関を公募します。(4月) ・外部評価を実施します。(5月～9月) ・政策評価委員会において、外部評価結果を報告します。(11月) ・制度改善部会において外部評価のあり方について検証します。(12月)

3 県民の利便性の向上

(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化

一連番号 18

所管部課 総務部 総務課 (1054)
企画振興部 総合政策課 (1212)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度 of 取組内容 (時期を明示)
◎ 各種規制の緩和・行政手続きの簡素化 条例・規則に規定されている各種規制の緩和や行政手続きの簡素化に向けた見直しを行い、県民の利便性の向上を図ります。 ◎ 地方の意向が反映されるための国への要望 地域主権推進一括法案に、本県も含めた地方の意向が確実に反映されるよう国に要望します。 ◎ 「地域主権推進一括法案」等による見直し 地域主権推進一括法案等により地方自治体への様々な義務付け・枠付けが見直されることに伴い、各種規制の緩和や行政手続きの簡素化を図ります。	■ 県民・各種団体等からの意見を募集し、各種規制の緩和や行政手続きの簡素化に向けた見直しを行います。(7月～2月) ■ 地域主権に係る「第1次一括法」「第2次一括法」及び国と地方の協議の場に関する法律の早期成立や、地方の自由度を高めるための義務付け・枠付けのさらなる見直しなどについて、国に要望します。(通年) ■ 地域主権に係る「第1次一括法」の成立・施行などに伴い、地方の条例制定権や裁量権の拡大が図られることから、各種規制の緩和や行政手続きの簡素化などに取り組みます。(通年)

(2) 電子自治体の推進

一連番号 19

所管部課 企画振興部 情報企画課 (4271)
総務部 総務課 (1054)
総務部 税務課 (1123)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し 電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直しを行うとともに、携帯電話からも申請できる簡易な様式を増やし、利便性の向上を図ります。 ◎ 電子申告の普及拡大の推進 納税者の利便性の向上を図るため、地方税の電子申告の一層の普及拡大を図ります。 ◎ 電子納税の検討・実施 電子申告に係る納税手続へのマルチペイメント導入など、電子納税の実施について検討します。	■ オンライン化すべき手続の掘り起こしを随時行います。 特に7月をオンライン化強化月間として、庁内への周知広報などの取組を集中的に行います。（7月） また、イベント等の参加申込等においては、携帯電話からの申請にも対応した簡易申請機能の活用を促し、利便性の向上を図ります。（通年） ■ 22年度に行った既存手続の改善方策に係る検討結果を踏まえ、認証方法・添付書類の簡略化や広報の充実等、利用促進のための見直しを行います。（4月～） ■ 各振興局単位（地区税務協議会単位）に開催される税理士との懇談会等の機会を活用し、税務書類の作成を行う税理士向けに、電子申告の利用拡大を依頼します。（4月～7月） ■ 納税義務者に申告書を送付する際に電子申告の利便性を訴えるPRチラシを同封します。（通年） ■ 国の推進する自動車保有手続きワンストップサービス（OSS）の導入に向けて、OSS都道府県税協議会、秋田県OSS地域連絡会の協議結果を踏まえ、自動車税や自動車取得税の電子納税の実施について検討します。（通年）

2 数値目標

指標名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 申告に占める県税の電子申告の割合（年度平均）	%	目標 実績 評価	19.2 (20年度)	30.0 34.3 A	40.0	50.0	60.0

(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進

一連番号 20

所管部課 出納局 財産活用課 (2735・2732)
企画振興部 地域活力創造課 (1237)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 県有施設の利用に関する規則、要綱、貸出基準策定 ◎ 貸出物件の選定、県民への周知、貸出 県有施設の有効活用を図るため、土地や施設の空きスペースを、本来の使用目的にかかわらず県民に貸し出すなど、県民ニーズに沿った本来目的以外の利用を積極的に推進します。 ◎ 構造改革特区・地域再生制度の周知・活用 構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について、説明会や相談会を開くなど、市町村や県民への周知を行い、制度の活用を図ります。	■ 22年度に実施済み。 ■ 職員会館や会議室などの現況調査及び改修にかかる費用や施設管理者との調整を行い、貸出可能な施設の選定を行います。(4月～) ■ 22年度に貸出を開始した地域振興局（鹿角、山本、由利）以外の職員会館について、貸出を開始します。(～3月) ■ 貸出開始に際しては、県民へ広報紙やホームページなどで周知を行います。(随時) ■ 随時、構造改革特区や地域再生制度について（制度説明や申請方法、年間スケジュール等）の説明会を行います。 ■ 年に一度、国（内閣府）との共催による「構造改革特区・地域再生制度説明会」を開催し、制度説明や制度活用事例等の周知を図ります。(6月または10月)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 貸出施設件数	件	目 標	—	3	7	12	17
		実 績		3			
		評 価		A			

(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進

一連番号

21

所管部課

総務部 総務課 (1054)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 公共施設のサービス改善状況の公表 公共施設の利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進め、その具体的状況を公表します。 ◎ 指定管理者制度の見直し 指定管理者の経営努力を引き出すような制度の導入など、指定管理者制度の見直しを行います。 ◎ 指定管理者制度導入施設のモニタリング実施 指定管理者制度を導入している施設において利用者がよりよいサービスを受けられるよう、モニタリングの統一的な実施を進めます。	■ 公共施設の23年度の利用者数等の目標を設定し、22年度実績及びサービス改善のために実施する具体的な取組内容と併せて公表します。(6月) また、公表したサービス改善の取組を実施し、公共施設の利用拡大につなげます。(4月～) ■ 22年度に実施済み。 ■ 施設の管理運営状況、サービス向上に向けた取組の実施状況、利用目標達成率、利用者満足度に基づき指定管理者が自己評価した結果を県が2次評価する仕組みについて試行します。(通年)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 公共施設顧客満足度	%	目 標	76.7	79.0	80.0	81.0	82.0
		実 績	(20年度)	79.8			
		評 価		A			

4 県政運営の公正の確保と透明性の向上

(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進

一連番号 22

所管部課 建設交通部 建設管理課 (2426)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 建設工事における総合評価落札方式の拡大 適正な公共調達を行うための取組として、建設工事における総合評価落札方式の拡大を進めます。	■ 県で発注する予定価格4千万円以上の工事について、企業の技術力や創意工夫による耐久性の向上等、品質の確保が期待できる工事を対象に総合評価落札方式を引き続き試行実施します。(4月～)
◎ 建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入 適正な公共調達を行うための取組として、建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入を図ります。	■ 建設交通部及び農林水産部発注の予定価格5百万円以上の土木関係建設コンサルタントの設計業務を対象とした総合評価落札方式を引き続き試行実施します。(4月～)
◎ 建設工事における地域要件のブロック制導入 建設工事における地域要件のブロック制導入により、適切な競争条件の設定に努めます。	■ 平成21年9月から、予定価格1億円以上3億円未満の一般土木工事の地域要件を、原則として全県エリアから県内3ブロック（県北、中央、県南）に変更しており、23年度においても、実施状況を検証し、導入可能な工種・工事規模等についての検討を行います。(通年)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 総合評価落札方式適用工事割合（4,000万円以上の工事）	%	目 標	40.0	45.0	45.0	50.0	50.0
		実 績	(21年度)	42.4			
		評 価		D			

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 建設コンサルタント業務の総合評価落札方式の実施割合（土木コンサルタント業務）	%	目 標	32.0	35.0	35.0	40.0	40.0
		実 績	(21年度)	38.3			
		評 価		A			

(2) 職員の再就職に関する透明性の確保

一連番号

23

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員からの働きかけの防止 適切な退職管理と適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限等を講じていきます。	■ 職員の営利企業への再就職制限や働きかけの防止等については、23年度退職者に対しても、本規制の趣旨の徹底を図り、自粛を求めています。（通年） - 退職時に本庁課長相当職以上の職にある職員は、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するものとします。 - 退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員は、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するものとします。 - また、県は、当該営利企業に対しても、再就職した職員であった者を、退職後2年間は、県への営業活動等に従事させないよう要請するものとします。
◎ 出資法人等に再就職した場合の給料及び退職金の規制 紹介依頼文書の提出	■ 出資法人等から職員の紹介依頼がある場合は、再就職者が再就職後に担当する業務及び解決すべき課題（経営改善等）を明記した書面の提出を徹底させます。（通年）
給料の規制	■ 出資法人等に再就職した場合の給料は、業務内容に応じた水準とし、最大でも県退職時の3分の2以下となるよう、引き続き規制を行っていきます。（通年）
退職金及び功労金の規制	■ さらに、退職金及び功労金についても一切支給しないよう出資法人等を指導します。（通年）
調査時期の変更	■ 再就職状況調査については、早期に公表するようにとの要望が多かったこと等を踏まえ、調査基準日を8月1日現在から7月1日現在に変更します。（7月） ※出資法人等：県が出資する県内法人及び県が設立する地方独立行政法人

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し

(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し

一連番号 24

所管部課 総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度取組内容（時期を明示）
◎ 職員数の縮減と年齢構成の適正化 行政サービスの維持・向上に十分配慮しながら、引き続き職員数の縮減に取り組めます。 また、毎年採用を一定数に保ちながら、職務経験者の採用も計画的に行い、年齢構成のバランスをとるよう努めます。	■ 新規採用の抑制による職員数の縮減を基本とし、引き続き毎年度の新規採用者数を70人程度とします。(4月) ・ 知事部局の職員数 22年度(実績値) 3,572人 ⇒ 23年度(目標値) 3,472人 ■ 必要に応じて退職者の再任用や非常勤雇用を行い、県職員として培った経験・能力・技術を活用することにより、円滑な行政運営を図ります。(4月) ・ 新規非常勤職員数 30人(22年度) ⇒ 25人程度(23年度) ・ 新規再任用職員数 15人(22年度) ⇒ 30人程度(23年度)

2 数値目標

指標名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 知事部局の職員数 (病院・県立大学・公営企業を除く)	人	目標	3,761	3,594	3,472	3,384	3,300
		実績	(21年度)	3,572			
		評価		A			

(2) 出資法人等への関与の縮小

一連番号 25

所管部課 総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 県からの派遣職員数の縮小 県と出資法人等との役割分担を明確にし、出資法人等が自らの責任で効率的な運営ができるように、県（知事部局）からの職員派遣を縮小します。	■ 派遣先団体との協議を行い、派遣先団体でのプロパー職員の採用及び登用、業務の効率化による人員削減等により、県（知事部局）からの派遣職員を計画的に削減します。（4月～） ・ 県からの派遣を取りやめる団体 (財)秋田県総合公社 (社)秋田県建設技術センター ・ 県からの派遣を縮小する団体 公立大学法人秋田県立大学 公立大学法人国際教養大学 地方独立行政法人秋田県立病院機構 地方独立行政法人秋田県療育機構 (財)あきた企業活性化センター

2 数値目標

指標名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県からの派遣職員数	人	目標	167	141	126	115	103
		実績	(21年度)	145			
		評価		B			

2 知事部局の組織の再編・見直し

(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編

一連番号 26

所管部課 総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 簡素で効率的な県政運営体制の確立のための再編 ・ 知事公室、総務企画部及び学術国際部の再編 ・ 試験研究機関の所管の変更 ・ 会計管財課及び公共建築物活用室の再編 ◎ 「ふるさと秋田元気創造プラン」等の重要施策や特定課題への対応のための再編 ・ 税務課徴収特別対策室の設置 ・ 地域活力創造課の設置 ・ スポーツ振興課の設置 ・ 少子化対策局の設置 ・ 学術国際局の設置 など	■ 左記の取組は22年度に実施済み。 ■ 簡素で効率的な県政運営体制を確立するため、次の組織改正を行います。（4月） ・ 北海道事務所（産業労働部）の廃止 物産展の開催回数の減少、県人会事務の各県人会への移管、観光情報の発信における職員常駐の必要性の低下、出稼者支援業務の廃止などの状況を踏まえ、当該事務所を廃止します。 ・ 産業技術総合研究センター（産業労働部）の再編 効率的な研究体制の確立と企業への技術支援機能の強化のため、産業技術総合研究センターについて、工業技術センターと高度技術研究所の区分を廃止し、業務分野ごとに再編した部を設置するとともに、名称を産業技術センターに改めます。 ■ 左記の取組は22年度に実施済み。 ■ 「ふるさと秋田元気創造プラン」の各戦略や地域活性化、健康、産業振興などの喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するため、次の組織改正を行います。（4月） ・ 広報広聴課イメージアップ戦略推進室（総務部）の設置 イメージアップ戦略推進本部の事務局として、戦略目標の実現に向けたプロジェクトの総合的な企画、調整を行うイメージアップ戦略推進室を広報広聴課の課内室として設置します。 ・ 健康推進課がん対策室（健康福祉部）の設置 がん対策の充実強化を図るため、がん対策室を健康推進課の課内室として設置します。 ・ 園芸振興課、畜産振興課（農林水産部）の設置 畜産関連施策について窓口を一元化し総合的に推進するため、農畜産振興課と農畜産振興課家畜生産対策室を再編し、園芸振興課と畜産振興課を設置します。

(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し

一連番号 27

所管部課 総務部 人事課 (1043)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 福祉環境部の試験検査体制の一元化 大館、秋田及び平鹿の3福祉環境部に設置している試験検査課の業務を健康環境センターに移管します。 ◎ 建設部の内部組織の再編 現行の企画道路課、河川砂防課及び下水道課の3課を、企画調査課及び工務課の2課に再編します。 ◎ 福祉環境部の健康づくり推進チームの業務の移管 健康づくり推進チームは、設置期間満了により、業務を福祉環境部企画福祉課に移管します。 ◎ 業務の集約等による組織の再編 ・農林部の農林企画課と普及指導課の統合 ・機能合体の進捗状況に応じた組織及び人員配置の見直し ・県税部門の本庁直轄組織化	■ 22年度に実施済み。 ■ 22年度に実施済み。 ■ 22年度に実施済み。 ■ 「地域振興局の組織見直しについて」（平成22年12月策定）に基づき、地域振興局の組織の再編を行います。（4月） ・農林部の農林企画課と普及指導課を統合し、「農業振興普及課」を設置。 ・環境・食品衛生分野における監視業務及び土地改良区に対する検査業務を、一部の地域振興局へ集約化。 ・物品調達事務を、地域振興局から本庁へ一元化。 ・横手市の産業経済部が平鹿地域振興局庁舎へ移転し、県組織と同一フロアで業務を遂行するとともに、必要な人員を横手市へ派遣。 ■ 県税業務を地域振興局から分離し、全県を所管する「総合県税事務所」を設置します。（平成24年4月） なお、申告書受付、納税相談、免税証交付等の「窓口業務」及び「納税業務」については、7か所に支所を設置することにより、住民サービスを維持します。

3 知事部局以外の機関の改革

(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上

一連番号 28

所管部課 教育庁 総務課 (5112)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 地域の実情に即した教職員の適正配置 児童生徒数の減少や学校の統廃合による教職員定数の減少を踏まえつつ、少人数学習や特色ある取組への教員の重点配置など、地域の実情に即した教職員の適正配置に努めるとともに、退職者の補充抑制、学校事務のセンター化、派遣教員の縮小などに取り組みます。	■ 小1～小3、中1での少人数学級及び他学年での少人数授業（ティーム・ティーチング）により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を行うため、教職員を引き続き確保します。 また、一部の小規模小学校において、学校の課題に応じた学習指導体制が組織できるよう学級担任以外に臨時講師を配置することにより、学校の活性化を図ります（小学校まなび・ふれあい充実事業）。 ■ 引き続き退職者の補充抑制に努めます。 ◇平成22年度の退職者数 264人 （教諭等191人（小・中学校107人 高校63人） 特別支援学校5人 養護教諭16人） 事務職員等73人） ◇平成23年度の新規採用者数 117人 （教諭等96人（小・中学校36人 高校34人） 特別支援学校19人 養護教諭7人） 事務職員等21人） ■ 事務の効率化や事務職員のスキルアップとともに職員数の縮減を図るため、小規模学校を対象に、一定地域内で拠点校を定めて事務職員を集中配置します。 一地区のセンター化について事務職員1～2名を減じ、平成23年度は19地区79校で実施します。事務職員数は、センター化実施前と比較して、合計で34名減となる見込みです。 ■ 市町村に派遣している社会教育主事等の派遣人員を引き続き抑制します。
◎ 多様な人材の採用 現行の受験年齢の維持などによる若手教員の採用や、博士号保有者、スポーツで国際大会に出場した者などの社会人特別選考の実施により、学校組織の活力の維持・向上に努めます。	■ 平成22年度に早期退職優遇制度（定年前退職者への退職手当の割増率の引き上げ等）を導入し、早期退職の希望者を積極的に募ることで、新規採用枠の拡大につなげました。 23年度も引き続き優遇制度を実施します。 ■ 若手教員の確保及び年齢構成のアンバランス解消の一環として、平成22年度実施の選考試験において受験年齢制限を全校種35歳としました。 また、小学校教諭採用試験において、本県一次選考を受験し一定の成績を収めた者が東京都の二次選考を受験可能とするなど、東京都との間で協調特別選考を実施しました。 平成23年度実施の選考試験における受験年齢制限などの詳細については、23年5月に決定・公表します。 ■ 平成23年度実施の選考試験における社会人特別選考の実施については、23年5月に決定・公表します。 ◇22年度実施採用試験・社会人特別採用の状況 高校：博士号保有者（合格者1名） 外国語（合格者無し）、保健体育（合格者1名）

◎ 副校長の設置の検討

学校運営機能の強化を図るため、学校教育法上の副校長の設置を検討するとともに、教育専門監を活用し、授業力の向上に引き続き取り組みます。

◎ 民間活力を活用した教育環境の向上

教育環境の向上を図るため、民間人講師の活用、進学情報関連企業との連携など、民間の優れた手法を生かした取組を推進します。

■ 副校長の設置について引き続き検討し、23年度中にその方向を決定します。

■ 教育専門監は専門分野で卓越した力を発揮し、児童生徒の学習意欲の向上や教員の指導力向上に貢献しています。23年度は地域の教育環境や必要性等を踏まえた配置に努めるとともに、配置校を中心としさらなる活用を図るようその周知にも一層取り組みます。

◇23年度の認定状況：小・中学校25名 高校24名
特別支援学校4名 計53名

※教育専門監：教科指導、部活動指導、特別支援教育など特定の教育分野に関し卓越した力を有すると認定された教員

■ 特別非常勤講師制度及び特別免許状制度の活用により、引き続き優れた知識や技能・技術を持った社会人の教育活動への活用を図ります。

■ 教員の指導力向上と生徒の学力向上を図るため、本県高校生の苦手教科である理数系教科の指導に優れた予備校講師を学校等に派遣するなど、外部の学習指導のノウハウを導入する様々な取組を引き続き実施します。

◇23年度の取組「プロフェッショナル活用事業」

- ・英語・数学・理科思考力養成セミナー
- ・予備校等への教員の派遣研修
- ・夏季・冬季合宿セミナー、メディカルキャンプセミナー、進学コース別ハイレベル講座の開催

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■教職員定数	人	目 標	10,519	10,352	10,176	10,004	9,857
		実 績	(21年度)	10,386			
		評 価		C			

(2) 県立高等学校の統合

一連番号 29

所管部課 教育庁 高校教育課 (5163)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 北秋田地区統合校 	■ 鷹巣高校、鷹巣農林高校、米内沢高校及び北秋田市立合川高校を統合し、秋田北鷹高等学校として開校します。(平成23年4月) ・ 基本理念 「新しい時代を創造する人間の育成」 ・ 設置場所 鷹巣農林高校敷地 ・ 設置学科および1学年あたりの学級数 普通科（5学級）、生物資源科（1学級）、緑地環境科（1学級）
◎ 湯沢地区統合校 	■ 湯沢北高校及び湯沢商工高校を統合し、湯沢翔北高等学校として開校します。(平成23年4月) ・ 基本理念 「創造力や実践力のあるたくましい生徒の育成」 ・ 設置場所 湯沢北高校敷地 ・ 設置学科および1学年あたりの学級数 普通科（2学級）、総合ビジネス科（2学級）、工業技術科（2学級） ・ 平成24年4月 専攻科開科予定（介護福祉科(20名程度) 生産技術科(10名程度)）
◎ 能代地区統合校	■ 平成25年4月開校に向け、統合校校舎建築工事を実施します。(平成23年7月～) また、能代地区統合校開設準備室を設置し、統合に向けてソフト面の準備作業を進めます。(平成23年4月～) ・ 基本理念 「グローバルな視野で未来を切り拓く力を育む」 ・ 統合対象校 能代北高校、能代市立能代商業高校 ・ 設置場所 能代商業高校敷地 ・ 設置学科および1学年あたりの学級数 普通科（3学級）、国際コミュニケーション科（1学級） 情報ビジネス科（2学級）

(3) 警察本部の改革

一連番号 30

所管部課 警察本部警務課 (2938)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 定年退職警察官の再任用 現場執行力の確保や若手職員の育成を図るため、専門的な知識や技能を有する定年警察官の再任用を実施します。 ◎ 事務の効率化等による一般職員数の縮減 事務の効率化を推進するとともに、合理化・再配置に取り組むことにより、一般職員数を縮減します。	■ 平成23年度末定年退職予定者（警察官59人、一般職員6人）のうち、再任用希望者について適性等を調査し、後継者育成に適する者の選定を図ります。 ・ 再任用希望状況の把握 (23年4月) ・ 再任用計画の策定 (23年5月) ・ 事前調査 (23年9月～12月) ・ 再任用 (24年4月) ■ 数値目標を見据え、採用、再任用及び非常勤職員等の適正管理に努めることにより、一般職員数の縮減を検討します。(通年)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■一般職員数	人	目 標	380	378	375	372	370
		実 績	(21年度)	371			
		評 価		A			

(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討

一連番号

3 1

所管部課

総務部 人事課 (1046)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 委員会活動の実態の把握 各行政委員会における委員の活動実態を調査します。	■ 22年度に実施済み。
◎ 各委員会との意見交換の実施 各行政委員会と委員報酬のあり方について意見交換します。	■ 22年度に実施済み。
◎ 報酬のあり方の検討、必要な見直し 委員会の性格・活動状況等を踏まえた適切な支給方法や支給水準のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行います。	■ 22年度に見直しを実施し、新たな報酬体系に移行済み。

(5) 議会事務局サポート機能の強化

一連番号

32

所管部課 議会事務局 総務課 (2112)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 諸改革の検討のサポート 地方分権の進展や厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に迅速・的確に対応するため、「行政監視」、「政策提言」、「県民に開かれた議会」のさらなる強化・充実を目指し、分権時代に即応した議会運営の諸改革が円滑に図られるよう事務局のサポート機能の強化に努めます。	■ 国会等に提出した意見書のフォローアップについては、当該意見の内容に関して国等が講じた措置の状況を取りまとめた報告書を作成し、議員に配布します。（9月） ■ 「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」における、定例会の会期のあり方や議決事件の拡大についての次の調査・検討をサポートします。 ・ 定例会の会期のあり方について（4月～） 22年度に「定例会年2回制」（定例会の回数を4回から2回に減らして会期日数を増やす）等について調査・検討を進めた結果、行政監視や政策立案等分権時代の地方議会に求められる機能の一層の発揮・強化に繋がる可能性があることから、現行の定例会の回数を減らす方向で引き続き検討が進められています。 ・ 議決事件の拡大について（4月～） 県の基本構想・基本計画に議会の意思を反映させるべきとの視点から、県の基本構想等を議決事件とすることについて、検討が進められています。 ・ 予算の審査方法について（4月～） 22年度から協議している「全議員による予算審査」の方法に関しては、全議員が予算の全体像を把握し審査できることや、予算特別委員会分科会報告を省略できることなどのメリットがあることから、現行の審査方法を改める方向で検討が進められています。 ■ 新たな議員執務室の設置についての調査（4月～） 議員会館については、主要機械設備の法定耐用期限が平成27年度までとなっていますが、使用できるうちは使用し、使用できなくなったときには大規模な修繕は行わず廃止することとしています。 このため、議員会館に代わる新たな執務室の設置に向けての調査を進めます。

4 地方独立行政法人の経営改善

(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立

一連番号 33

所管部課 健康福祉部 障害福祉課 (1335)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 地方独立行政法人秋田県立療育の設立 太平療育園と小児療育センターを再編統合し、高度な専門療育の安定的な提供と円滑な運営を図るため、平成22年4月に地方独立行政法人秋田県立療育機構を設立します。	■ 22年度に実施済み。

(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進

一連番号 34

所管部課 企画振興部学術国際局 学術振興課 (1224)
健康福祉部 医務薬事課 (1402)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 県派遣職員の縮減（公立大学法人） 公立大学法人への県からの派遣職員数を段階的に縮減します。 ◎ 効率的な運営体制の構築（県立病院機構） 医療機関同士の連携の強化や病床管理の弾力化等により、効率的な運営を図ります。 ◎ 事務部門の職員の確保・育成（県立病院機構） 医療サービスの向上を図るため、職員の確保と育成を進めます。 ◎ 収入の確保、費用の節減（県立病院機構） 安定的な経営基盤を確立するため、収入の確保と費用の節減を進めます。	■ 公立大学法人秋田県立大学への派遣職員を前年度比7人、公立大学法人国際教養大学への派遣職員を同1人減らします。（4月） ■ より効率的な体制を構築するため、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの個別業務の見直しを行い、業務の整理統合を図ります。（通年） ■ 即戦力となる職員を確保するため職務経験者採用を行うとともに、将来的に年齢に偏りのない組織を作る観点から新卒者の採用も行います。（公募時期は未定） ■ 事務職員の専門性向上を図るため、講習会等の受講を計画的に進めていきます。（通年） ■ 医療費のクレジット払いを含めた多様な納入方法の導入を検討し、未収金発生防止と早期回収に努めます。（通年） ■ 物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理や共同購入等を一層進め、費用節減を図ります。（通年） ■ 物品購入については複数年契約を締結するなど、費用の節減に努めます。（通年）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県からの派遣職員数 （公立大学2法人計）	人	目 標 実 績 評 価	54 （21年度）	45 45 A	37	33	28

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 経常収支比率 （県立病院機構）	%	目 標 実 績 評 価	97.5 （21年度）	100.4 100.8 A	101.6	101.0	100.9

IV 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保

(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保

一連番号 35

所管部課 総務部 財政課 (1104)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 重点施策への積極的な予算配分 事業の選択と集中を徹底のうえ、喫緊の課題である経済・雇用対策や、「ふるさと秋田元気創造プラン」等の秋田の発展につながる重点施策について、予算を積極的に配分します。 全ての既存事業について、必要性、緊急性、効率性等の観点から見直しを図り、新規事業等の財源を確保します。	■ 「ふるさと秋田元気創造プラン」の取組を一層加速するため、次の施策に対して、前年度とほぼ同額の予算を確保します。 （重点施策） 総事業費 689億円※（前年度696億円） （内訳） ①ふるさと秋田元気創造プラン 298億円 ②元気Aから元気Dを支える横断的な取組 40億円 ③魅力ある資源を活かし秋田を元気に輝かせる取組の推進 12億円 ④県と市町村の協働の推進 64億円 ⑤経済・雇用対策 755億円 （※ 一部重複事業があるため①～⑤の単純合計と一致しない。） ※「ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げた元気創造目標 元気A：新たな戦略産業を創出する 元気B：食・農・観を丸ごと売り出す 元気C：脱少子化秋田を果たす 元気D：安心医療秋田、協働社会秋田をつくる ■ 事業の「選択と集中」の徹底を図ることにより、政策予算に対する重点施策の割合を増加させます。 22年度当初 21.7% → 23年度当初 23.2% 〔政策予算3, 212億円〕 〔政策予算2, 969億円〕 〔重点施策 696億円〕 〔重点施策 689億円〕 ■ 各事業について、各部局が主体的に見直し（一次見直し）を行うとともに、予算編成を通じて総務部による精査（二次見直し）を行います。（10月～1月） ■ 23年度当初予算においては、既存事業の見直しにより、一般財源ベースで経常経費5億円、政策経費60億円を縮減し、新規・拡充事業分として50億円以上を確保します。

2 数値目標

指標名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■政策予算総額（当初予算）に占める重点施策事業の割合	%	目標	17.2	21.7	23.0	24.0	25.0
		実績	（21年度）	21.7			
		評価		A			

(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援

一連番号 36

所管部課

総務部 財政課 (1104)
企画振興部 地域活力創造課活力ある農村集
落づくり推進チーム (1215)
企画振興部 少子化対策局 (1249)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 市町村少子化対策包括交付金制度の創設等 市町村の主体的な少子化対策を支援する「市町村少子化対策包括交付金制度」を創設し、地域活性化や少子化対策で、市町村や地域団体が主体的に取り組む事業を支援するため、市町村等が裁量を発揮して取り組む交付金事業を実施します。 ◎ 元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業の実施 高齢化等集落の自立と活性化に向けて、集落自治会やNPO法人等の地域協働組織が行う実践活動の立ち上がり段階をサポートします。	■ 市町村がそれぞれの現状と課題に即した独自の少子化対策を実施できるよう、全市町村に対して「市町村少子化対策包括交付金」を交付します。（4月～） ■ 22年度に実施済み。

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■関連予算額	億円	目 標	—	3	3	3	3
		実 績		3			
		評 価		A			

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■高齢化等集落の活力向上対策等に取り組む市町村数	市町村	目 標	10	25	—	—	—
		実 績	(21年度)	25			
		評 価		A			

2 歳出の見直し

(1) 人件費の縮減

一連番号

37

所管部課

総務部 財政課 (1104)
総務部 人事課 (1046)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 職員数の見直しによる総人件費の縮減 新たな定員適正化計画の着実な推進等により、総人件費を縮減します。 ◎ 各種手当等の見直し ・ 社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性の変化に着目した見直しを検討します。 ・ 管理職職員数を4割程度削減するとともに、管理職手当の支給額を平均で約12%引き下げます。	■ 定員適正化計画の着実な推進等により、総人件費の一層の縮減に取り組みます。（4月～） ・ 23年度当初予算（対22年度実績との比較） 人件費縮減総額 △1億円 [23年度当初1,522億円－22年度実績1,523億円] （内訳）給料 △6億円 退職手当 △11億円 職員手当 3億円 その他 9億円 共済費 4億円 ■ 農林漁業普及指導手当等について、業務の特殊性の実態を調査し、必要に応じて支給水準の見直しを行います。（4月～3月） ・（現行）農林漁業普及指導手当：給料月額8%（管理職を除く） ■ 管理職手当については、平成22年度に見直し済みです。

2 数値目標

指標名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■総人件費	億円	目標	1,544	1,535	1,496	1,477	1,466
		実績	(20年度)	1,523			
		評価		A			

(2) 県単独補助金の見直し

一連番号 38

所管部課 総務部 財政課 (1104)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 県単独補助金の見直し - 全ての分野の県単独補助金について、対象の重点化や効率的な事業執行の観点等から見直しを行います。 - 県民ニーズ等の観点から、増額・新設が必要なものについては、積極的に対応します。 - 補助金の見直しに当たっては、関係機関の十分な理解を得ながら進めます。	■ 県単独補助金の対象の重点化、事務事業の見直し等を通じて、その縮減を図ります。 23年度当初 県単独補助金の縮減額 △50億円 (内訳) ・社会ニーズの変化等から廃止 △11億円 ・社会ニーズの変化等から縮減 △2億円 ・対象を重点化することにより縮減 △1億円 ・効率的な事業執行の観点等から縮減、自然減 △36億円 ※国の交付金により造成した基金を活用した補助金を除く。 ■ 増額・新設が必要なものについては、積極的に対応します。 23年度当初 県単独補助金の増額・新設 68億円 (内訳) ○県民ニーズ等に対応した増額 35億円 ・重点企業導入促進助成事業補助金 ・住宅リフォーム緊急支援事業補助金 ○県民ニーズ等に対応した新設 33億円 ・秋田スギ材生産供給体制先導事業費補助金 ・ヘリポート整備費補助金 ・低炭素型社会対応実践プロジェクト事業費補助金等 ※国の交付金により造成した基金を活用した補助金を除く。 ■ 団体運営費に対する補助金等の見直しに当たっては、所管部局を通じて十分な説明・協議を行いながら実施します。

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■補助金の縮減額 (新規・拡充分を除く)	億円	目 標 実 績 評 価	△51 (21年度)	△33 △33 A	△10	△10	△10

(3) 公共投資の重点化及びコスト削減

一連番号 39

所管部課 総務部 財政課 (1104)
企画振興部 総合政策課 (1212)
建設交通部 建設管理課技術管理室 (2418)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 投資事業の重点化と縮減 将来の県民負担につながる県債残高を縮減する観点から公共事業費の縮減を図るとともに、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の効果的な重点配分に努めます。 また、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、国の経済対策や地方財政計画を勘案し、機動的・弾力的に対応します。 ◎ 国直轄事業負担金に係る国への要望 国直轄事業負担金のあり方等について、全国知事会等を通じて国に要望します。 ◎ 「設計VE」の推進 公共工事の新規箇所等について、設計の最適化によるコスト削減を図るため、インハウスによる「設計VE」を推進します。 ◎ 「長寿命化施策」の推進 社会資本整備のライフサイクルコスト削減のため、「長寿命化施策」を推進します。	■ 平成23年度当初予算においては、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から、投資事業の重点化を図ります。 23年度当初予算 871億円（前年度比△128億円） ■ 予算化に当たっては、国の予算措置の状況や県内経済情勢等を踏まえ、必要に応じて県単独事業について一定量を確保するなど、機動的かつ弾力的な対応に努めます。 ■ 国の直轄事業負担金の制度改革の着実な推進や地方への配慮について、国に要望します。（通年） ■ 公共工事の新規箇所等について、設計VEの適用を推進します。（4月～） ※インハウスによる「設計VE（Value Engineering）」： 「気づきにくい改善余地を効率的に見つけ、改善する技術」で、6～8人のワークショップ形式で設計の最適化を検討すること。コスト削減のほか、参加者の意識改革の効果がある。 ■ 流域下水道施設の5処理区（臨海処理区、大曲処理区、横手処理区、大館処理区、鹿角処理区）について、平成24年度内の長寿命化計画（修繕・改築・設備更新等の計画）の策定に向け、施設の状況調査を実施します。（4月～） ■ 河川5施設（樋門、樋管、砂防ダム、急傾斜防止施設、地すべり施設、ダム）について、計画的な修繕・改築・設備更新等を行うため、施設の状況調査を実施します。（4月～） ※長寿命化施策： 既存施設の延命化とライフサイクルコストの低減を図るため、橋梁や舗装等の維持修繕を計画的かつ効果的に実施する。

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■投資事業費（当初予算）	億円	目 標	1,139	999	954	902	893
		実 績	（21年度）	999			
		評 価		A			

(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減

一連番号 40

所管部課 総務部 財政課 (1104)
出納局 財産活用課 (2733)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 経常的経費の縮減 事業費について、これまで以上に職員一人ひとりにコスト意識を徹底させ、事務の効率化・簡素化などにより経費縮減を図ります。	■ 裁量的な経常経費については、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則5%縮減を予算調整基準として設定し、既存事業の見直しにより5億円の縮減を図ります。
◎ エネルギー使用量の適正化 県有建築物におけるエネルギー使用状況の把握、中長期計画の作成、省エネルギー方策の実施、効果検証及び方策の修正を一連のPDCAサイクルとして実行します。 ※Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(修正)	■ 22年度エネルギー使用状況の調査・分析を行います。(5月) ■ 省エネ法特定事業者としての「定期報告書」及び「中長期計画書」を作成します。(7月) ■ 省エネルギーのための運用管理マニュアルである「管理標準」を策定し、施設管理者向けの説明会を開催します。(9月) ■ 22年度に実施した省エネルギー方策の効果検証を行い、次回の中長期計画に反映させます。(2月)
◎ エスコ事業の導入 省エネルギー方策の一手法として、大規模施設にエスコ事業を導入します。	■ 秋田ふるさと村・県立近代美術館は、4月からサービス運用を開始します。 ■ 県立総合プールは、8月に事業者と契約し、省エネ改修工事を行います。 ■ 事業成立性の高い1施設を選定、10月に提案公募を行い、1月に優先交渉権者を決定します。 ※エスコ事業：Energy Service Companyの略称。 既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して省エネルギー改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減分が全て県の利益となる事業。
◎ 省エネ機器への更新 設備機器の老朽化対策と併せて、投資回収効果の高い省エネ機器への更新を行います。	■ 4施設において、照明器具の高効率化やポンプのインバータ化など、3年以内に投資回収可能な改修を行います。(9月)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■経常的経費の縮減額 (一般財源ベース)	億円	目 標	△ 12	△ 10	△ 5	△ 5	△ 5
		実 績	(21年度)	△ 10			
		評 価		A			
指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■県有建築物のエネルギー 使用量	%	目 標	100.0	98.0	97.0	96.0	95.0
		実 績	(20年度)	98.6			
		評 価		C			

(5) 県債発行額の抑制(臨時財政対策債を除く)による
プライマリーバランスの黒字確保

一連番号 41

所管部課 総務部 財政課 (1104)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）																												
◎ 県債発行総額の抑制 歳入・歳出両面の財政改革の徹底、投資事業の重点化等により、県債の新規発行総額を抑制します。	■ 平成23年度当初予算については、将来の県民負担につながる県債の新規発行の抑制に引き続き努め、臨時財政対策債を除く県債の発行を前年度比59億円縮減することにより、一般会計債等の残高を408億円減少させます。（なお、臨時財政対策債を含めた県債残高は55億円の減となります。） [当初予算ベース]（単位：億円） （県債発行額） <table><tr><th></th><th>一般会計債等</th><th>臨財債</th><th>県債発行額計</th></tr><tr><td>22年度当初</td><td>385</td><td>600</td><td>985</td></tr><tr><td>23年度当初</td><td>326</td><td>419</td><td>745</td></tr><tr><td>22→23 増減</td><td>△59</td><td>△181</td><td>△240</td></tr></table> （年度末県債残高） <table><tr><th></th><th>一般会計債等</th><th>全体（臨財債含む）</th></tr><tr><td>22年度末（見込み）</td><td>9,773</td><td>12,907</td></tr><tr><td>23年度末（見込み）</td><td>9,365</td><td>12,852</td></tr><tr><td>22→23 増減</td><td>△408</td><td>△55</td></tr></table> ※年度末県債残高は23年度当初予算時点での見込み		一般会計債等	臨財債	県債発行額計	22年度当初	385	600	985	23年度当初	326	419	745	22→23 増減	△59	△181	△240		一般会計債等	全体（臨財債含む）	22年度末（見込み）	9,773	12,907	23年度末（見込み）	9,365	12,852	22→23 増減	△408	△55
	一般会計債等	臨財債	県債発行額計																										
22年度当初	385	600	985																										
23年度当初	326	419	745																										
22→23 増減	△59	△181	△240																										
	一般会計債等	全体（臨財債含む）																											
22年度末（見込み）	9,773	12,907																											
23年度末（見込み）	9,365	12,852																											
22→23 増減	△408	△55																											
◎ プライマリーバランスの黒字確保 臨時財政対策債を除いた、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を確保し、県債残高の縮減を図ります。	■ 県債発行の抑制により、臨時財政対策債を除いた、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を確保します。																												

3 歳入の確保

(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上

一連番号 4 2

所管部課 総務部 税務課 (1124)
税務課徴収特別対策室 (1272)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 秋田県地方税滞納整理機構の設立 ◎ 収入確保対策の強化 - 県と市町村協働の組織である秋田県地方税滞納整理機構（以下「機構」という。）と市町村が連携し個人県民税の収入確保に向け平成22年度に引き続き取り組みます。 - 個人県民税以外の税の県税についても、引き続きその収入率を確保するため、納税環境の整備や滞納処分の早期着手などの収入確保対策に取り組みます。	■ 22年度に設立済み。 ■ 機構と市町村とで引継事案（一次引継分）について協議し、滞納整理（主として滞納処分）を行います。（4月） ■ 平成22年度決算における新たな滞納事案について、機構が市町村から引継（二次引継分）を受け本格的な滞納整理を行います。（7月） ※一次引継分：前々年度以前の課税分で当該年度に滞納繰越した事案の引継分。 二次引継分：前年度課税分で当該年度に滞納繰越した事案の引継分。 ■ 運営委員会（委員長は県総務部長、委員は市町村長が指名する職にある者）を開催し平成22年度の状況報告及び平成23年度体制について協議をします。（4月） ■ 口座振替納税については、市町村広報等への掲載、納税通知書（個人事業税）へのパンフレット同封、街頭での広報を行います。 また、自動車税納税通知書にコンビニ納税のチラシを同封し、利用拡大を図ります。（通年） ■ 滞納件数の多い自動車税について、債権を中心とした差押えを早期に実施するほか、動産等の差押財産については、インターネット公売を積極的に活用します。（9月～）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県税収入率（現年度分）	%	目 標	99.07	99.09	99.10	99.11	99.12
		実 績	（20年度）	99.12			
		評 価		A			

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県税収入率（滞納繰越分）	%	目 標	19.84	19.86	19.87	19.88	19.89
		実 績	（20年度）	18.08			
		評 価		D			

(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進

一連番号

43

所管部課

出納局 会計課 (2722)
財産活用課 (2735)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 税外未収金の回収強化 - 税外未収金の回収を促進するため、債務者に対し、電話や面接により繰り返し債務の履行を求めるとともに、差し押さえや交付要求などの法的措置を講じます。 - 未収金を所管する課長等で構成する「秋田県債権管理検討委員会」を開催し、回収方策について協議を行うなど、未収金の全庁統一的な管理を行います。 ◎ 未利用資産の処分の促進 利用見込みのない県有資産について、売却を促進します。 ◎ インターネットオークションの推進 売却の促進のため、インターネットオークションを利用します。 ◎ 民間事業者との連携強化 売却の促進のため、民間不動産業者の活用による紹介制度を利用します。	■ 債務者の現状、債権の分類や性質、償還状況などの調査を実施し、平成23年度の未収金整理計画書を作成します。また、未収金整理計画書を基に、各債務者ごとの回収対策を検討します。(4月～9月) ■ 10月と11月を債権回収強化月間とし、文書、電話又は訪問による催告、財産の調査、差し押さえ又は競売などを実施して税外未収金の回収に努めます。(10月・11月) ■ 未利用となった県有資産について測量・解体・鑑定を実施し、売却可能なものから速やかに一般競争に付し売却します。(平成23年度新規売却予定物件数12件) ■ 県のホームページや新聞紙面広告を売却の周知・広報に活用するほか、新聞の折り込みチラシを実施して、処分の促進を図ります。 ■ インターネット公有財産売却を実施し、広く県外からの購入希望者も募ります。(随時) ■ 宅地建物取引業協会及び不動産協会のノウハウと情報網を活かした紹介制度を継続します。(通年)

2 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■税外未収金の回収額	百万円	目 標 実 績 評 価	87 (20年度)	90 170 A	90	90	90

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■県有資産の売却額	百万円	目 標 実 績 評 価	304 (21年度)	150 298 A	100	100	100

(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等

一連番号

4 4

所管部課

総務部 財政課 (1104)
出納局 財産活用課 (2735)
総務部 総務課 (1054)
企画振興部 総合政策課 (1216)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 使用料等の額の見直し、新たな使用料等の導入 使用料・手数料について、コスト計算の見直しなどを行い、受益に見合った適正な負担を求めることとし、額の見直し、減免措置の妥当性、新たな使用料等の導入などを検討します。 ◎ 目的外使用料の減免率の見直し 行政財産の目的外使用について、使用料を例外的に減免できる場合の減免率を見直します。 ◎ 公募による長期貸付方式の試行及び導入 自動販売機に公募による長期貸付方式を導入し、適正な使用料の徴収に取り組みます。 ◎ 印刷物、ホームページ及び県有建築物の活用による企業広告の募集 県印刷物やホームページへの企業広告掲載の拡充と、県有施設における壁面等への企業広告の掲出や施設命名権（ネーミングライツ）の売却により、新たな歳入の確保を目指します。 ◎ ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけ 市町村、県外事務所等と連携しながら、県人会、ふるさと会、同窓会、イベント等の機会を活用して、県外在住者等に対する広報を随時実施します。	■ 廃棄物熱回収施設の設置者の認定等について新たに手数料を定めるほか、受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料等の見直しを行います。 ■ 22年度に実施済み。 ■ 公募による長期貸付が可能な自動販売機について、公募方式の導入・拡大を図ります。 【長期貸付方式の導入】 73台（4月～） ■ 県広報紙、自動車納税通知書用封筒等の印刷物への広告と「美の国あきたネット」のバナー広告及び県有施設の壁面等への広告の掲載を実施します。（通年） また、新たな歳入を確保するため、新規の企業広告導入を目指します。（通年） ■ 22年度に実施したネーミングライツに関する企業リサーチの結果をもとに、ネーミングライツ実施の可能性、方向性について検討します。（4月～6月） ■ 市町村等との寄附金共同募集などのPRを行います。 ・パンフレットやウェブサイトを活用し、県外事務所等と連携して広報を実施します。また、県人会、同窓会、ふるさと会等のイベント時にPRを行います。（随時） ・市町村と共同で、寄附者に対し、公共施設の優待利用などのウェルカムサービスを実施します。（通年） ・庁内の職員に対し、名刺・各種紙媒体資料上での、QRコードやキャッチフレーズを使ったPRの協力を呼びかけます。（通年）

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■使用料等の見直し件数	件	目 標	24	20	20	20	20
		実 績	（ 2 1 年度）	17			
		評 価		B			

指 標 名	単位		現状（年度）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■広告事業による収入総額	万円	目 標	2,348	2,500	2,600	2,700	2,800
		実 績	（ 2 0 年度）	2,436			
		評 価		B			

(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用

一連番号

4 5

所管部課

企画振興部 総合政策課 (1216)
総務部 財政課 (1104)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 地方交付税の総額確保の要望 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の一体的な復元・強化に向け、全国知事会等を通じて、地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。 ◎ 基金取り崩し・使途拡大の検討・実施、基金の整理・統合 基金の残高や今後の活用状況等を勘案し、基金の役割や必要性の見直しを行い、整理・統合のほか、取り崩して一般財源として活用することや、条例に定められた使途の拡大など有効活用について検討します。	■ 地方交付税の総額確保や法定率の引き上げなど、地方財政基盤の充実強化について、全国知事会等を通じて国に要望します。（6月、8月） ■ 全ての基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理し、可能なものから一般財源としての活用を図ります。 ・特定目的基金の活用（財源対策分） 503百万円

2 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■基金の取り崩し・使途拡大の金額	億円	目 標	6	4	4	4	4
		実 績	(21年度)	4			
		評 価		A			

4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

一連番号 46

所管部課 総務部 総務課 (1057)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 「第3次第三セクター整理合理化指針」の実施 「第3次第三セクター整理合理化指針」（平成20～22年度）に挙げた取組を着実に推進します。 ◎ 新たな整理合理化指針の策定及び実施 - 平成23～25年度を実施期間として新たな第三セクター整理合理化指針を策定します。 - 新たな指針の対象法人は、「第3次第三セクター整理合理化指針」の取組実績を踏まえ、引き続き経営改善等の取組が必要な法人や公益法人制度改革に伴い、そのあり方の検討が必要な法人とし、着実な整理合理化を目指します。	■ 「第3次第三セクター整理合理化指針」の平成22年度中の取組実績及び状況に関する調査を実施し、3年間の取組結果を総括します。（6月） ■ 22年度に「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」を策定済みです。 ■ 「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」に基づき、23年度の計画に掲げた取組を推進します。（通年） ■ 新たな取組として、経営評価と連動した改善指導と状況変化に応じた計画の見直しを行い、その結果を公表します。（10月～2月）

2 数値目標

※23年度からは「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」目標達成数。

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 第三セクター整理合理化指針目標達成累計数	法人	目 標	5	23	36	36	36
		実 績	(20年度)	18			
		評 価		C			

(2) 経営評価の実施と経営健全化

一連番号

47

所管部課

総務部 総務課 (1057)

1 大綱に掲げている取組の概要と平成23年度の具体的な取組内容

大綱に掲げている取組の概要	23年度の取組内容（時期を明示）
◎ 「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する方針」の改訂 公益法人制度改革や新たな国の第三セクター指導方針を踏まえ、県の「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する方針」を改訂し、指導監督を強化します。 ◎ 経営評価及び経営指導の実施 専門家による第三セクターの経営評価を実施することにより、適切な経営指導を行い、一層の経営合理化、効率化を進めます。	■ 22年度に改訂済み。 ■ 公認会計士による経営評価を実施し、その内容に基づいて「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」を作成し、県のHP上に公開します。（6月～10月） ■ 経営評価の指摘事項を受けて、調査を実施し、改善を要する取組について「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」の見直しに反映させます。（10月～2月） ■ 「指導監督に関する方針」に基づき、経営評価や行動計画を通じて問題点を把握し、必要があれば現地調査等を実施しながら、第三セクターの経営の健全化に向け指導監督を行います。（通年）

2 数値目標

指 標 名	単位	目 標	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 赤字法人数	法人	実績 評価	13 (20年度)	12	11	10	9
				14			
				D			